

山運輸第345号の2
令和6年12月26日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る運賃適用地域及び
初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について」(平成14年
4月18日付け公示第8号)の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願
います。

東自旅二第677号の2
令和6年12月24日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る運賃適用地域及び
初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年
4月18日付け公示第8号）の一部改正について

標記について、別添のとおり公示することとしたので了知するとともに貴支
局掲示板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計ら
われたい。

公 示

公示第92号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る運賃適用地域及び初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月18日付け公示第8号）を別添のとおり一部改正したので公示する。

令和6年12月24日

東北運輸局長 川崎 博



(別添)

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について（平成14年4月18日付け公示第8号）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>制定 平成14年 4月18日 公示第 8号 改正 平成14年 7月 1日 公示第 36号 改正 平成19年11月26日 公示第107号 改正 平成21年 1月23日 公示第154号 改正 平成21年 2月27日 公示第173号 改正 平成25年 3月18日 公示第 76号 改正 平成25年12月25日 公示第 76号 改正 平成26年 2月28日 公示第122号 改正 平成30年 1月16日 公示第 78号 改正 平成30年12月21日 公示第 63号 改正 令和 元年12月13日 公示第 70号 改正 令和 2年11月25日 公示第 54号 改正 令和 5年 5月 1日 公示第 11号 改正 令和 5年 5月16日 公示第 19号 <u>改正 令和 6年12月24日 公示第 92号</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>制定 平成14年 4月18日 公示第 8号 改正 平成14年 7月 1日 公示第 36号 改正 平成19年11月26日 公示第107号 改正 平成21年 1月23日 公示第154号 改正 平成21年 2月27日 公示第173号 改正 平成25年 3月18日 公示第 76号 改正 平成25年12月25日 公示第 76号 改正 平成26年 2月28日 公示第122号 改正 平成30年 1月16日 公示第 78号 改正 平成30年12月21日 公示第 63号 改正 令和 元年12月13日 公示第 70号 改正 令和 2年11月25日 公示第 54号 改正 令和 5年 5月 1日 公示第 11号 改正 令和 5年 5月16日 公示第 19号</p>
<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る 初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について</p>	<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る<u>運賃適用地域及び</u> 初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について</p>
<p>「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成14年1月15日付け公示第85号)に規定する初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離については、下記のとおり公示する。</p>	<p>「<u>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について</u>」(平成14年1月15日付け公示第86号)に規定する<u>運賃適用地域及び</u>「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成14年1月15日付け公示第85号)に規定する初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離については、下記のとおり公示する。</p>
<p style="text-align: center;">平成14年4月18日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島田 知明</p>	<p style="text-align: center;">平成14年4月18日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島田 知明</p>

記

1. 初乗距離

運賃適用地域名	運賃適用地域	初乗距離
青森地区	青森県全域	1. 0 km
岩手地区	旧岩手県A地区	旧岩手県A地区：盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧玉山村の区域を除く。）、滝沢市、紫波郡矢巾町の区域
	旧岩手県B地区	旧岩手県B地区：旧岩手県A地区を除く岩手県の全域
仙台地区	仙台市	1. 4 km
宮城地区	仙台地区を除く宮城県の全域	1. 2 km
秋田地区	旧秋田県A地区	旧秋田県A地区：秋田市
	旧秋田県B地区	旧秋田県B地区：旧秋田県A地区を除く秋田県の全域
山形地区	旧山形県A地区	旧山形県A地区：山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町の区域
	旧山形県B地区	旧山形県B地区：旧山形県A地区を除く山形県の全域
福島地区	福島県全域	1. 0 km

2. 初乗距離を短縮する場合の距離

初乗距離を短縮する場合の距離は、適用する運賃の別ごとに、各運賃適用地域における初乗距離から、「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について」（平成21年10月1日付け公示第82号）における加算距離を1回分控除した距離とする。

附 則

本公示は、平成14年4月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成14年7月1日付け公示第36号）

本公示は、平成14年7月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成19年11月26日付け公示第107号）

本公示は、平成19年11月26日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

記

1. 運賃適用地域及び初乗距離

運賃適用地域名	運賃適用地域	初乗距離
青森県全域	青森県全域	1. 0 km
岩手県A地区	盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧玉山村の区域を除く。）、滝沢市、紫波郡矢巾町の区域	1. 0 km
岩手県B地区	岩手県A地区を除く岩手県の全域	1. 0 km
宮城県A地区	仙台市	1. 4 km
宮城県B地区	宮城県A地区を除く宮城県の全域	1. 2 km
秋田県A地区	秋田市	1. 0 km
秋田県B地区	秋田県A地区を除く秋田県の全域	1. 473 km
山形県A地区	山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町の区域	1. 2 km
山形県B地区	山形県A地区を除く山形県の全域	1. 2 km
福島県全域	福島県全域	1. 0 km

2. 初乗距離を短縮する場合の距離

初乗距離を短縮する場合の距離は、適用する運賃の別ごとに、各運賃適用地域における初乗距離から、「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について」（平成21年10月1日付け公示第82号）における加算距離を1回分控除した距離とする。

附 則

本公示は、平成14年4月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成14年7月1日付け公示第36号）

本公示は、平成14年7月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成19年11月26日付け公示第107号）

本公示は、平成19年11月26日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成21年1月23日公示第154号 全部改正）

1. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月18日付け公示第8号）の全部を改正する。
2. 本公示は、平成21年1月23日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成21年2月27日付け公示第173号）

本公示は、平成21年2月27日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成25年3月18日付け公示第76号）

本公示は、平成25年3月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成25年12月25日付け公示第76号）

本公示は、平成26年1月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成26年2月28日付け公示第122号）

本公示は、平成26年2月28日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成30年1月16日付け公示第78号）

本公示は、平成30年2月25日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（平成30年12月21日付け公示第63号）

本公示は、平成31年2月1日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（令和元年12月13日付け公示第70号）

1. 運賃適用地域「秋田県A地区」及び「秋田県B地区」については、令和元年10月1日以降実施する。
2. 運賃適用地域「青森県全域」については、令和2年2月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（令和2年11月25日付け公示第54号）

本公示は、令和2年12月25日以降実施し、申請の受付は11月25日以降開始する。

附 則（令和5年5月1日付け公示第11号）

本公示は、令和5年5月31日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（令和5年5月16日付け公示第19号）

本公示は、令和5年6月15日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（平成21年1月23日公示第154号 全部改正）

1. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月18日付け公示第8号）の全部を改正する。
2. 本公示は、平成21年1月23日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成21年2月27日付け公示第173号）

本公示は、平成21年2月27日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成25年3月18日付け公示第76号）

本公示は、平成25年3月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成25年12月25日付け公示第76号）

本公示は、平成26年1月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成26年2月28日付け公示第122号）

本公示は、平成26年2月28日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（平成30年1月16日付け公示第78号）

本公示は、平成30年2月25日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（平成30年12月21日付け公示第63号）

本公示は、平成31年2月1日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（令和元年12月13日付け公示第70号）

1. 運賃適用地域「秋田県A地区」及び「秋田県B地区」については、令和元年10月1日以降実施する。
2. 運賃適用地域「青森県全域」については、令和2年2月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則（令和2年11月25日付け公示第54号）

本公示は、令和2年12月25日以降実施し、申請の受付は11月25日以降開始する。

附 則（令和5年5月1日付け公示第11号）

本公示は、令和5年5月31日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（令和5年5月16日付け公示第19号）

附 則（令和6年12月24日付け公示第92号）

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る運賃適用地域及び初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について」(平成14年4月18日付け公示第8号)を改正する。

本公示は、令和5年6月15日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

公 示

制定	平成14年	4月18日	公示第	8号
改正	平成14年	7月1日	公示第	36号
改正	平成19年	1月26日	公示第	107号
改正	平成21年	1月23日	公示第	154号
改正	平成21年	2月27日	公示第	173号
改正	平成25年	3月18日	公示第	76号
改正	平成25年	12月25日	公示第	76号
改正	平成26年	2月28日	公示第	122号
改正	平成30年	1月16日	公示第	78号
改正	平成30年	12月21日	公示第	63号
改正	令和元年	12月13日	公示第	70号
改正	令和2年	11月25日	公示第	54号
改正	令和5年	5月1日	公示第	11号
改正	令和5年	5月16日	公示第	19号
改正	令和6年	12月24日	公示第	92号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る
初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月15日付け公示第85号）に規定する初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離については、下記のとおり公示する。

平成14年4月18日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 初乗距離

運賃適用地域名		運賃適用地域	初乗距離
青森地区		青森県全域	1.0km
岩手地区	旧岩手県A地区	旧岩手県A地区：盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧玉山村の区域を除く。）、滝沢市、紫波郡矢巾町の区域	1.0km
	旧岩手県B地区	旧岩手県B地区：旧岩手県A地区を除く岩手県の全域	1.0km
仙台地区		仙台市	1.4km
宮城地区		仙台地区を除く宮城県の全域	1.2km
秋田地区	旧秋田県A地区	旧秋田県A地区：秋田市	1.0km
	旧秋田県B地区	旧秋田県B地区：旧秋田県A地区を除く秋田県の全域	1.473km
山形地区	旧山形県A地区	旧山形県A地区：山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町の区域	1.2km
	旧山形県B地区	旧山形県B地区：旧山形県A地区を除く山形県の全域	1.2km

福島地区	福島県全域	1.0km
------	-------	-------

2. 初乗距離を短縮する場合の距離

初乗距離を短縮する場合の距離は、適用する運賃の別ごとに、各運賃適用地域における初乗距離から、「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について」(平成21年10月1日付け公示第82号)における加算距離を1回分控除した距離とする。

附 則

本公示は、平成14年4月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成14年7月1日付け公示第36号)

本公示は、平成14年7月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成19年11月26日付け公示第107号)

本公示は、平成19年11月26日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成21年1月23日公示第154号 全部改正)

1. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」(平成14年4月18日付け公示第8号)の全部を改正する。
2. 本公示は、平成21年1月23日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成21年2月27日付け公示第173号)

本公示は、平成21年2月27日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成25年3月18日付け公示第76号)

本公示は、平成25年3月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成25年12月25日付け公示第76号)

本公示は、平成26年1月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成26年2月28日付け公示第122号)

本公示は、平成26年2月28日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成30年1月16日付け公示第78号)

本公示は、平成30年2月25日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則 (平成30年12月21日付け公示第63号)

本公示は、平成31年2月1日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則 (令和元年12月13日付け公示第70号)

1. 運賃適用地域「秋田県A地区」及び「秋田県B地区」については、令和元年10月1日以降実施する。
2. 運賃適用地域「青森県全域」については、令和2年2月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (令和2年11月25日付け公示第54号)

本公示は、令和2年12月25日以降実施し、申請の受付は11月25日以降開始する。

附 則 (令和5年5月1日付け公示第11号)

本公示は、令和5年5月31日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（令和5年5月16日付け公示第19号）

本公示は、令和5年6月15日以降実施し、申請の受付は本日以降開始する。

附 則（令和6年12月24日付け公示第92号）

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る運賃適用地域及び初乗距離並びに初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月18日付け公示第8号）を改正する。